

# 生物多様性国家戦略の見直しに係る地方説明会

## 議事概要

### 目次

|        |                  |    |
|--------|------------------|----|
| 札幌会場   | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1  |
| 仙台会場   | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3  |
| さいたま会場 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 6  |
| 名古屋会場  | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 9  |
| 大阪会場   | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 12 |
| 岡山会場   | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 15 |
| 熊本会場   | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 18 |
| 那覇会場   | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 20 |

# 生物多様性国家戦略見直しに係る地方説明会（札幌会場）

## 議 事 概 要

平成19年4月13日(金)開催  
発表者4名、傍聴者43名

### 1 環境省説明

環境省自然環境局自然環境計画課 渡邊課長より説明。

### 2 懇談会の論点等に対する意見の発表

株式会社アレフ 稲田氏

- ・行政やNPOだけでなく民間企業の取組を生物多様性国家戦略に位置づけることが必要である。また、このために企業に対して生物多様性に対する認識をもってもらうことも重要である。
- ・ニュージーランドでは13kmのフェンスにより囲った中で外来種駆除をしたが、その活動がわかりやすいので30箇所以上に増加した。わかりやすい取組を増やしていく必要がある。
- ・当社では、外来生物のセイヨウオオマルハナバチをポリネーターとして使わないトマト栽培方法の確立に向けて実験中である。農業はわれわれ飲食業界にとってなくてはならないものであり、このような形で生物多様性の保全に取り組むものだと思う。その他、シマフクロウの生息地の土地を保全することもしている。
- ・企業が行う温暖化対策への取組も、間接的に生物多様性の保全につながるものと考えられる。
- ・団体や企業の現場での様々な取組の積み重ねが重要であり、それらの事例をまとめて冊子にして紹介して欲しい。

山岳レクリエーション管理研究会 庄子氏

- ・第3次生物多様性国家戦略の策定にあたっては、生物を取り巻く人の集まりを単位として、生物多様性の将来像を示すべきである。
- ・生物多様性の問題は、直面しているが科学的な理由が分からず、将来どうするか未定の課題といえる。このような面倒な課題に対応するためには、今後とも人々の学習・合意形成が必要である。

北海道環境科学研究センター 間野氏

- ・第3次生物多様性国家戦略において、生物多様性保全のために、現状の何が問題で、何を指すのかを明快に提示すべきである。
- ・生態学などの教育環境を拡充し、生物多様性保全を担う人材の育成に力を入れる必要がある。また、政策志向の教育課程が必要であり、教員と行政との人事交流や、学生のインターンシップなどを進める必要がある。
- ・地方・民間の参画を進めるためには、役割分担を議論した上で地方や民間に人材配置がなされなければならない。
- ・野生生物の保護管理においては、施策に必要なデータがなく、モニタリングが実施されていない自治体が多い。モニタリングや管理活動に携わる人材の育成や配置のための戦略を作るべき。

有限会社自然環境コンサルタント 山口氏

- ・第3次生物多様性国家戦略では具体的な将来像を示し、将来の国土の自然環境のあるべき姿を明確に述べるべきである。
- ・見直し論点の中で奥山、里山、海域については記述があるが、山と海をつなぐ河川

については言及がない。河川についても盛り込むべきである。

- ・「自然公園制度を活用して生物多様性保全戦略を推進する」ではなく「自然公園制度の中に生物多様性保全戦略を組み込む」とすべきである。

### 3 質疑・意見交換

- ・具体的な将来像については、最小限として流域単位で何を指すかを具体的なイメージで示すべきである。また、将来像の策定にあたっては市民参加のものとするべき。
- ・農業が持続可能でなければ企業として成り立たず、生物多様性の保全について実行しなければ産業がなくなるという観点で取り組んでいる。環境省が企業のそのような取組を認定する制度を作り、取組がしやすくなればよいと思う。
- ・クマの個体数の推定については、北海道においてはランドスケープレベルの動態は、分布はもちろん数の把握も技術的には可能と考えている。縦割りのため、森林内など農水部局の情報が提供されないのが問題だが、そうした情報がとれれば安上がりを実現すると思う。コアの人材は地方ごとに片手の指の数くらいの人がいれば良い。
- ・生物多様性の将来像を考える上で全国一律ではなく、各地の特性に合わせた将来像が重要である。北海道では、比較的新しい時期に開拓が行われたため、二次的な自然については本州の里山とは異なるという特性がある。本州のような里山と違うが、大規模な農地が放置されササが茂っているようなところを管理すればカタクリが甦ったり、カラマツ林も昔は春に植物が咲く場所だった。何をもって目指す里山とし、一次産業をどう持っていくのかを考える必要がある。
- ・生物多様性保全を進めていくためには、人々の認識不足という問題がある。生物を理解するためには見せることが必要であり、ヒグマも安全が確保されれば容易に見られるようになる。また、人が通常入り込まないようなシマフクロウの生息地にもカメラマンが入って影響を与えているにもかかわらず、対応が現在は何もなされていない。それならば見やすいところに集中して入らせ、他には入らせないようにすべき。
- ・里山も大切だが、奥山の森林をどうするかということの方が大切だと思う。森林は野生動物の生息地であり重要である。森林に餌がないから里に動物が下りてくることになる。森林の中の生物多様性について大きく取り上げてほしい。
- ・現行の新・生物多様性国家戦略には良いことがたくさん書いてある。見直しをする前に、現行の戦略の記載内容をどれだけ実行できているかを考えるべき。
- ・文化的な多様性について、ニュージーランドでは国家戦略をマオリ語との併記にしている。グローバリズム経済発展のもとで、生物多様性の喪失は文化の多様性の喪失と類似しており、歴史的文化的側面と切り離せないものである。
- ・具体的な将来像を示すという点で言えば、例えば、アメリカの国立公園では白人が来る前の、先住民と自然が関わっていた当時の自然環境を復元するという努力的目標を打ち出している場合もある。これはまた文化的多様性の保全の側面も持っている。

# 生物多様性国家戦略の見直しに係る地方説明会（仙台会場）

## 議 事 概 要

平成19年4月18日（水）開催  
発表者4名、傍聴者53名

### 1 環境省説明

環境省自然環境局自然環境計画課 渡邊課長より説明

### 2 懇談会の論点等に対する意見の発表

秋田県産業経済労働部 青木氏

- ・秋田県版生物多様性戦略や森林環境税などに携わってきた。論点には必要なことは含まれており、これに基づいて見直しをして欲しい。
- ・国有林や県との連携が必要である。秋田県では奥羽山脈緑の回廊を中心に、鳥獣保護区や自然公園を含む秋田エコロジカルネットワークを築いてきたが、まだ十分ではない。戦略見直しにあたって、鳥獣保護区等の再配置や、県を越えた保護区を設けるための検討の場や機会を設けて欲しい。
- ・野生生物の管理については、保護対象の生物がいる場合を除き、人里の近くに鳥獣保護区を設定しない等、人間と野生生物の棲み分けを明確にする必要がある。また、地域における野生生物管理の専門家を育成することも必要。カモシカの天然記念物を本州だけでも地域指定とすることについても進めて欲しい。
- ・里地里山においては、農林業の振興が重要であるが、都市近郊の里地里山では自然公園制度を活用する等して、レクリエーションや環境教育のために活かすことも考えられる。
- ・森林環境税は全国23の都道府県で導入され、今後、秋田県を含めて数県が導入する予定である。人工林を針広混交林に植え替えようとしている。温暖化対策にも有効であると思う。森林環境税を導入した県に対して、重点的に予算を配分したり、森林環境税を国税としてはどうか。
- ・農水省の田園自然環境整備事業を活用した環境配慮施設を設置しているが、これに伴う住民の負担は県が負担している。これには限界があるため、負担軽減措置が必要。
- ・浅海域の保全については、漁業と保護を対立させるのではなく、保護することにより水産物の幼生が供給されるなど、保護と利用を両立した考え方の保全制度を作ってはどうか。

日本雁を保護する会 呉地氏

- ・ガン類は、昔は全国に分布していたが、狩猟・湿地開発により減少（1971年最少）。狩猟が規制されて数は増加したが、分布は広がっていない。
- ・過去100年間で宮城県内の湿地の90%以上が開発され、自然湿地、湿田の乾田化や水路の分断化により、湿地をすみかにするいきものが著しく減少している。また、耕作放棄地が増加している
- ・100年で失われた湿地を100年かけて復元する、湖沼復元100年計画を構想。100年前の湿地環境を意識した利用と管理を行うことにより、湿地的な環境を取り戻す。具体的には、過去の地形図を参考に、かつて湿地であった場所を割り出し、放棄水田は湿地化、休耕田は通年湛水、現役の水田は冬期湛水とするなど。
- ・冬期湛水水田により、ガン類のねぐらを分散すると、そのねぐらから10km程度までの水田が新たな採食地となり、分布が拡大する。鳥類だけでなくイトミミズ、カエル、クモ等の生物相も豊かになる。ガンを保全するための取組ということだけでなく、それに伴う施肥効果や付加価値に注目した新しい農法という考え方が、農

家の協力を得るカギ。

- ・現在は食害補償条例を利用して実施している。他にもこれらの取組をサポートする仕組みを作って欲しい。
- ・ラムサール条約の精神を具体化する手段として、国家戦略に期待する。
- ・今は、マガンの繁殖地であるベーリング海周辺の雪解けが早まることにより、営巣地が増加し、餌植物の増加によるヒナの増加によって個体数が増加している。しかし、さらに温暖化すれば、ツンドラが森林化し、個体数は減少すると考えられる。
- ・1990年代を境に気温が上昇し、積雪深が浅くなって、これまでは中継地であったより北の地域で越冬できるようになってきており、越冬地には遅く飛来して、早く飛去するようになってきている。マガンは温暖化の影響を顕著に見ることができる。気候変動を知るためのモニタリングとしての位置づけをして欲しい。

#### 蕪栗グリーンファーム 齋藤氏

- ・ガン・カモは害鳥として大嫌いだったが、呉地氏と出会って有機栽培を始めて4年になり、今では毎日ガンの数を数えている。
- ・竹を使った魚道など、農家の人は知恵やアイデアをもっている。数十万円の魚道ではなく、こういった農家の工夫に対する数千円の補助金の方が必要である。
- ・1日に会話しただけの平均年齢が80歳ということもあるくらい地域が高齢化している。環境保全的農業を志す若い人が来ることもあるが、農業機械や農地の購入にお金がかかる、地域コミュニティになじみにくいなどのため、参入しにくい状況。新規就農にあたっての諸問題について調査研究し、それをフィードバックした対策が必要。環境保全的な新規就農者が入ることで周りへの意識改革効果も期待できる。
- ・里地里山で大切なのは人間関係である。対立構造におけるコミュニケーション理論の解明をすることが必要である。経営コンサルタントはこれに長けているということなのでそういう人を利用することも考えてはどうか。
- ・全国画一的ではなく、地域性・風土といったものがあることを頭に入れて欲しい。農家と一緒に汗を流し、酒を飲むという勇気が大切である。そうすることで初めて農家の目線で物事が見えてくる。

#### 白神山地を守る会 永井氏

- ・青森県鮭ヶ沢町において、白神のブナを育て、緩衝地帯の外側に植える活動を行っている。地球温暖化のメカニズムを知ることが、とても大切な時なので、こういう環境教育に予算（お金）を付けることが必要である。
- ・最近白神山地の土壌が酸性化してきている。その原因は大気であり、特に中国、ロシア、韓国、北朝鮮を含めた連携（調査研究等）が必要である。
- ・ブナ林とそこに棲む生物が心配である。温暖化や黄砂などの影響のおそれもある。
- ・鳥獣保護区を設定しても、マタギの文化に配慮し活かして欲しい。猟友会の有害鳥獣駆除と、山をよく知っているマタギによる間引きでは異なる。野生生物には彼らの聖域を分からせる必要があることと、マタギ文化としての狩猟の伝統を残してほしい。
- ・白神山地を保護・保全するためには、そこに住んでいる人たちの係わりが大事であり、農林水産省、経済産業省と連携したグリーンイノベーションとしての取り組みが必要である。団塊の世代や若者との連携も必要である。また、多くの国民が植樹祭などに参加できるようにもっと予算との連携をつけてもらいたい。
- ・国有林の管理体制が縮小し、山のことを知らない若い人も多いので、管理が難しくなっている。
- ・持続可能な開発のための教育を実現するため、大学・事業所・市民・学校・有識者が連携すること、温暖化防止センターを利用することなどが必要である。
- ・生物多様性条約の締約国会議誘致を機会に日本が世界の環境政策をリードするような、京都議定書の次の流れを作るようなものを環境省に期待する。

### 3 質疑・意見交換

- ・新・生物多様性国家戦略の時の「いのちは創れない」というキャッチフレーズはとても良かった。今回も人を惹きつけるキャッチフレーズが必要である。最近は自然とふれあった体験のない学生もあり、生物多様性について理解しやすくする工夫が必要。また、生物多様性を種レベルの切り口でとらえているが、景観生態学的な取りまともも入れてはどうか。
- ・里地里山では小規模農家の支援が必要。生態系サービスの享受という観点から環境省から補助金を出してはどうか。
- ・浅海域の保全の話で、保護区といっても地元の了解は得られない。海の保護というよりも、ウニなどの水産資源の幼生の拡散機能を守るという幼生バンク機能の観点から提案してはどうか。
- ・生業としての農業が成り立っていた頃は、農作業の合間にいきものに話しかけるゆとりがあった。農業の効率性が追及されている現在、農業機械の支払いなどに戦々恐々として、環境に目が行く余裕がない。里地里山の管理のための知恵をもらうには、いきなり環境の話をするのではなく、経済面からアプローチして環境を絡めていくほうが農家の協力が得られやすい。また、最初は行政からのてこ入れがあるが、協力を継続しないため、農家はだまされたと思う。最後まで持続的にやって、農家に自分たちがやるんだという気構えを育てることが大事である。5年から10年はかかる。
- ・里地里山地域の農林業の消費・流通面で考えられる工夫として、現在、情報開示という課題に取り組んでいる。米を作っている過程、農家の気持ち、鳥の数までブログで公開しており、それが米の付加価値になると思っている。一般の人を交えた鳥の調査も行っており、このような農家自身が環境保全をやっている過程が大事だと思う。農家と消費者の交流も大事で、環境を考えて米を買ってもらうことにつながっていくと思う。
- ・また間伐材のペレットは徐々に成功しつつある。しかし、住宅メーカーは国産材を使うという頭がないので、インセンティブを与える施策が必要である。一方、間伐材を利用した魚礁については国土交通省は大賛成で、補助金も出してくれる。
- ・廃材を山に捨てない工夫も必要。廃材を再使用するような法整備も考える必要がある。
- ・篤農家ほど鳥は害鳥と思っている節がある。正面から鳥のため、環境のためといってもだめである。生物多様性が農業にもプラスになるというアプローチができるように準備していくことが大事である。しかし、手強い敵こそ心強い味方になるもので、地域の特性を活かしたよりよい農業について、腹を割って話せるようになると思う。
- ・湖沼復元100年計画については、かつて沼だった水田を沼に戻すことは、地形上、やる気になれば難しいことはないが、分散している耕作放棄地（私有地）をかつて沼だった地域に集約させていくことは難しい。また、ポンプ取水向きに改良された農地では、取水のためにエネルギーをかけるのでは持続的でなく、水の確保が難しい。一度に広い面積をやろうとするのではなく、まずモデルケースをつくり、徐々に広げていく方がよい。
- ・里地里山の管理のための知恵をもらうためには、地域協議会や、環境学習の集まりなどに参加して話をしてはどうかと思う。

# 生物多様性国家戦略の見直しに係る地方説明会（さいたま会場）

## 議 事 概 要

平成19年4月12日（木）開催  
発表者5名、傍聴者18名

### 1 環境省説明

環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室 亀澤室長より説明

### 2 懇談会の論点等に対する意見の発表

弁護士 山本氏

- ・第1の危機については、大きな開発は国がやっているの、国がその気になりさえすれば中止することが可能という意味では取り組みが簡単なはずである。国家戦略というならば、例えば重要湿地500に入っている諫早湾で干拓が行われているといった矛盾した対応が取られることのないように各省が連携する必要がある。また、公共事業には無駄が多く、事業の必要性の分析や評価を載せる必要がある。
- ・数値目標を決めた方が進むのでぜひ盛り込むべき。「積極的に」「haを目標に」など、具体的な目標を立てる必要がある。
- ・国家戦略を具体的に実現するのは各地域であるので、地域の戦略を立てる必要がある。千葉県はすでに作り始めているが、全国の都道府県にまで広げる必要がある。
- ・住民の声を十分聞いて欲しい。また、欧米の例にならい、自然保護のための裁判制度を導入すべき。
- ・生物多様性保全のための基本法を作って、生物多様性国家戦略を法に基づく計画にする必要がある。現状の関係閣僚会議決定のレベルでは、国家戦略について環境部局は知っているも開発部局は知らないのが現状。

東京農工大学農学部 梶氏

- ・シカでは、農林業、生態系に影響が発生している。分布域は1978年から2003年の間で70%増加している。83の自然公園のうち、半数がシカによる影響を受けているが、実態はよく把握されていない。
- ・国立公園は管理方針にとどまり、実施計画というものではない。科学的モニタリングに基づいた国立公園の運営管理が必要。知床の科学委員会はその見本となる。
- ・特定鳥獣保護管理計画制度は高く評価できるが、科学的評価の不在、広域管理システムの不在、生息地管理の視点の欠如、野生動物の資源価値の欠如、人材育成システムの欠如といった課題もある。
- ・国家規模のモニタリングが必要である。全国で共通のモニタリング手法を用い、県境をまたいでいても同一個体群には統一的な管理目標を作る必要がある。
- ・林野行政との連携が望まれる。
- ・実施のためには、広域管理指針の策定、実行システム作りのためのワークショップや協議会の開催、ロードキルのデータ等の収集等が必要である。

イルカ&クジラ・アクションネットワーク 倉澤氏

- ・日本の排他的経済水域は世界で6番目の広さ。陸におけるそれと同等かそれ以上の生物多様性保全の施策が重要。しかし、これまで海洋および沿岸の生態系、生物多様性保全に関しての国内での関心は低く、また、その管理に関していくつもの省庁に分かれているため、十分な議論もされてこなかった。統合的な管理が重要だが、新しく作られた海洋基本法では生物多様性保全の観点が不十分。
- ・持続可能な水産業の発展が必要。種苗の放流、養殖事業と海洋汚染、沖合の定置網、南極の調査捕鯨など問題である。

- ・沿岸・海洋域が論点にあがっているのは最初の戦略から比べれば評価できる。環境省が主導し、「海洋生態系保全のグランドデザイン」を描いて欲しい。
- ・省庁連携と保全を促進するためのツールとしてのワークショップの開催を提案する。出席者としては、関係省庁、研究者、漁業等関係者、NGOを想定し、テーマとしては、海洋保護区（全国の海岸をブロック分けし、保全計画を立て、保護区を設定する）、種の保存法（海棲哺乳類の70%がIUCNのレッドリストに載っているにもかかわらず、国内では保護のための法律の対象種となっていない。例えば、ニシコクジラは水産保護法も種の保存法も対象種としていない）、国際条約の批准（ボン条約を批准すべき）などが考えられる。
- ・「持続可能な利用」は持続的に「使う」ことではなく、「使わなくてもいい場合には使わない」という認識が必要である。

#### 秦野市環境産業部 高橋氏

- ・秦野市は人口約16万人。うち1,800人が農業従事者で、農業離れが深刻である。神奈川県では今年度から水源環境保全税がスタートする。
- ・秦野市は、環境省の里地里山保全再生事業のモデル地域の一つ。平成18年度には秦野地域戦略を策定し、市民を市がバックアップしている。行政が里地里山を整備しようと思ってもできない。市民をその気にさせる必要がある。議論をするなど市民が納得する形で地域戦略を作った。集落のうるさ型にいかに関わり合ってもらえるかがポイントである。
- ・高齢のため手入れができず、放置されていた農地にどうやって手をいれてもらうかが課題。団塊の世代などのボランティアと住民の組織化が必要である。団塊の世代は、里地里山の管理は子どもの頃に親の手伝い程度にしたことがあっても、自分でした経験がない。親の世代から学んでもらう際に、その子どもの世代も一緒におしえてもらうようにしている。三世代がともにヤマを守る百年の取り組み。
- ・里地里山の問題は経済問題でもある。里地里山に経済性を持たせる必要がある。まちづくりも大事である。

#### CSRコンサルタント 荒木氏

- ・世界の経済規模(GDP)は約3,000兆円と言われるが、これらの経済活動の元を辿れば全て自然資本に繋がり、この自然資本を切り崩しながら営まれているのが現在の経済活動であり、この過程で生物多様性も失われている。生物多様性を含む自然資本を保全するには、このような経済活動を規模の縮小ではなく、質的に転換する必要がある。この事を環境省は、他省庁や経済セクターへ明確に発信しなければ、迅速な転換は図れないだろう。
- ・生物多様性の評価指標は、実際の企業活動の中で運用できるものである必要がある。どういう指標なら企業が使いこなすことができ、且つ実効性ある成果に結び付けられるか、経験豊富なNGOや企業担当者から意見を聴取すべきである。
- ・バイオ燃料生産のために食糧の多くがバイオ燃料用に向けられる恐れが高まっており、その結果、食糧価格が高騰し、貧しい国では深刻な食糧不足が懸念されている。食糧関連企業は企業の社会的責任の一環として、例えば企業保有地の30%を食糧生産に、50%バイオ燃料用作物の生産に、20%を自然保護に、などと包括的な利用割合をまず宣言し、これを運用することを考えてはどうか。
- ・環境アセスメントについては、アセスメントの適用外となる多くの土地が常に改変圧力にさらされ、戦後の生物多様性の減少を招いた。アセスメントによる個別の対症療法だけでなく、自然保護の観点からの国土の大きなグランドデザイン(保全・利用割合)を、上記の食糧会社の例に倣って定めることはどうか。
- ・COP8(生物多様性条約第8回締約国会議)で民間参画に関する決議が採択された。CSR(持続可能な社会実現に向けた企業の自主的な取り組み)は、民間参画による生物多様性保全を進める上で強力なパートナーとなりうる。GRI(Global Reporting Initiative)ガイドラインなどを含めて、積極的に活用いただきたい。



- ・ 生物多様性を保全するには、サプライチェーンの起点に位置し、自然資本に直接影響を与えている資源採取型の企業と、そこから採取された自然資本を利用して事業を営む大多数のサプライチェーン上の企業群に明確に分類し、それぞれ異なるアプローチを適応して保全を図るべきである。自然資本に直接影響を与える企業には、法により保全とアセスメントを求めることが有効である。一方、生物多様性に間接的に影響を与えているサプライチェーン上の企業は、その多くが中小企業であるため、生物多様性保全には対応できないことが想定される。このため、多くのサプライヤーを擁し、大きな影響力を持つ少数の大企業に働きかけ、例えば CSR サプライチェーンマネジメントに関する業界ガイドラインを作成して、生物多様性保全を含めた CSR 調達を薄く広く段階的に進展させることが有効である。CSR は企業の自主的な活動であり、社会からの要請と企業間競争を背景として、国による法的アプローチを上回る自主的活動を期待することができる。
- ・ 林野庁が所管する天然林は必ず早期に全て環境省へ移管し、抜本的保全を図っていただきたい。
- ・ サステナビリティ教育の義務教育化を早期に検討を開始していただきたい。

### 3 質疑・意見交換

- ・ 野生動物のモニタリングについては、技術が発達したとはいえ、赤外線センサーでも地形等の制約からデータが得られるのはごく一部であり、画期的な方法はない。手法を統一しておけば、絶対数が分からなくても全体の動向は分かる。農水省で手法を開発した事もあるが、使われていない。システム構築やコストを考えても地道に統一的手法でやった方がよい。
- ・ 里地里山は行政だけではだめで経済性が大事である。モデル事業は平成 20 年で終わってしまう。ほだ木の他に経済性のあるものとしては、「もの」としてはないが、「まちづくり」としてみればある。グリーンツーリズムやふるさとといってもらえるような地域環境作りをしていきたい。農産物を中心に地域の人と都会の人を結びつけていけるよう、これから地域の人と話あっていきたい。
- ・ 超長期的な計画や理念も必要だが、数値的目標も必要である。国家戦略を環境省版のアクションプランにしてはどうか。

# 生物多様性国家戦略の見直しに係る地方説明会（名古屋会場）

## 議 事 概 要

平成19年4月17日（火）開催  
発表者5名、傍聴者130名

### 1 環境省説明

環境省自然環境局自然環境計画課 渡邊課長より説明。

### 2 懇談会の論点等に対する意見の発表

環境カウンセラー 岡本氏

- ・生業と保護のバランスが難しい過疎化や高齢化が進む中山間地では、生業も成り立たなくなってきたおり、里山の手入れもできない。人と野生生物の境界をどう取り戻すのが課題。税金の投入やボランティアでの維持等手法の検討と、それを実行するための都市住民の理解、協力が必要となる。
- ・水田については、水路のコンクリート三面張り等効率化がすすんでいるが、いきものの生育環境としては悪化している。生業と保護を両立させるためには、志と経済的な余裕の両方が必要。
- ・森林の保全については、作業に危険が伴うためにボランティアによる活動には限界がある。生物多様性という観点だけでなく、生業の維持という視点も必要。
- ・都市の子供は、いきものと遊んだ経験がない。これは、そのような場がないということもあるが、親の世代にいきものと遊んだ経験がない親が増えていることも一因。いきものとふれあえる社会にすることが望ましい。
- ・また、いきものとふれあった経験がない都市住民が増える中で、いきもの重要性を伝え、説得し、意識の変革を起こせるようなデータを整備してもらいたい。

越前市エコビレッジ交流センター 長野氏

- ・環境教育を進める上で、学校教育とともに社会教育が重要である。中でも、住民の合意形成や役割分担を決定する上で重要な役割を担う自治会と、その自治会と交流が多い公民館等の社会教育施設を巻き込む仕組み作りが重要である。
- ・アンケートの結果、飼えなくなった外来種の飼育動物を野に放つことが良いことだと考える国民が未だ多いということがわかった。外来種に関する正しい理解について普及啓発していくことが必要である。
- ・生態系保全のためにはお金が必要。十分な資金を確保するために、環境経済学的な評価の確立や、寄付することが大切なことを啓発すること、環境目的税の導入などについて検討することが必要である。
- ・カエルツボカビ症など新たな問題が生じており、未知の生物に対する水際規制を行える法整備も必要。外来生物法を見直す際には生物を移動させることを一律に規制するのではなく、必要な場合は移動を認めるようにする必要がある。
- ・ボン条約の批准が困難であれば、アジアをカバーするボン条約に代わる多国間条約を結ぶことなどを働きかけることも一案。

名古屋市環境局環境都市推進課 西村氏

- ・都市住民にとって実感しづらい生物多様性保全を進めるためには、市民生活や企業活動とどう関わるのか、どのように行動すればよいのかをわかりやすく目に見えるように示し、ライフスタイルの転換につなげていくことが必要である。
- ・温室効果ガスも目に見えないが、名古屋市では、2010年に1990年比10%削減をめざして、平成18年7月に地球温暖化防止行動計画を改訂した。
- ・なごや環境大学で学び、「220万市民の『もういちど！』大作戦」で実践し、EXPO

エコマネーで可視化するなどの新たな取組を始めている。

- ・生物多様性条約の第10回締約国会議(COP10)を名古屋市で開催することにより、この地から生物多様性保全に向けた動きを発信していきたい。

NPO法人 藤前干潟を守る会、伊勢・三河湾流域ネットワーク、日本湿地ネットワーク 辻氏

- ・諫早湾干拓事業により潮受け堤防が締め切られて10年が経過。貧酸素水塊の発生や水産物への影響なども顕在化しており、この事業には大きな問題があった。
- ・現在の干潟・浅海域等の埋立等が「横ばい」との説明があったが、現在の危機的な状況を伝え切れていない。戦後全国で4割の干潟が失われたとあるが、生物にとって重要な汽水域はもう9割方失われた。東京湾、伊勢三河湾、大阪湾、瀬戸内海東部、有明海などで、日光が届く生産性の高い干潟や浅海域が浚渫と埋立で大幅に失われ、最近では沖縄や瀬戸内海西部にまで及んでいる。拡大し続ける貧酸素水塊問題、生態系破壊(例、漁獲減、藻場減、鳥類減)について、厳しい現実認識が不足しており、そのために社会一般に危機感がないのが最大の問題。
- ・名古屋市は、藤前干潟の埋立を中止し、それ以来画期的なゴミ減量に成功したが、現在は横ばいで持続型社会の実現には、もう一段の発生抑制努力が必要。藤前では「ガタレンジャー」を養成し干潟のいのちのつながりを知る体感学習を進めている。
- ・自然再生推進法ができたが、チェックする仕組みがないため、「自然再生」の名で藻場を土砂捨て場にするなどの悪例が生じている。これまでの事例の慎重な評価としくみの見直しが必要。
- ・絶滅危惧種だけでなく、優占種の増減の把握や評価が必要。モニタリングサイト1000を用いて変化を把握し、その結果を受けて対応できる仕組みの検討が必要。例えば淡水性の鳥類がどんどん減っているが、調査員は高齢化しており、今後その動向を十分把握できなくなるおそれが高い。
- ・国家戦略の見直しに向けた提言は次の3点。生物多様性が損なわれたことの評価と復元手法の確立、生物多様性の喪失を止める手段の確立、その地域に長く住む人が主導し、全ての主体の参画による第三者機関の設立。

愛知県環境部自然環境課 松葉氏

- ・愛知県は、都市のすぐ近くに里山や干潟が見られるなど都市住民が身近な自然とふれあう機会も多く、また、現在、生物多様性の保全を基本に生態系ネットワーク作りや本県特有の希少動植物の保護制度などについて検討中である。
- ・「流域」という概念に比べ、「生態系ネットワーク」とはどのようなものかわかりにくいという声もある。その考え方、あり方をわかりやすく、また、より具体的な方針として盛り込んでほしい。
- ・近年、里地・里山に人の手が加わらなくなったことにより、その多様な生物を育む環境は失われつつあるといった現状などを踏まえた上で、里地・里山の保全について、戦略に組み込んでいただきたい。
- ・今後とも、外来生物対策の国の積極的な取組方針を戦略に位置付けていただきたい。
- ・地域住民の方々やNGOの皆さんなどの自発的な取組に対する支援や相互連携の促進についての視点も戦略の見直しに生かしていただきたい。

### 3 質疑・意見交換

- ・自然環境破壊を止めない限り、意味のある生物多様性国家戦略とならない。
- ・生態系を大規模に改変するようなダム開発や港湾整備といった公共工事が行われている。市民の啓発や取組を求める前に、政府が自らの開発行為を中止すべき。
- ・生物多様性国家戦略は予算と法的な根拠がないため絵に描いた餅になっている。まずは生物多様性基本法などの根拠法を作り、政府全体としての計画の実効性の確保、各都道府県の生物多様性条例制定などのような具体化の道筋をつけてほしい。
- ・生物多様性に関する指標の確立が必要。学問的に難しいのはよくわかるが、不完全で

よいので地域ごとに適用できる指標を作ってほしい。

- ・企業や市民という観点ではなく現にそこに住んでいる人を中心にした計画にしてほしい。
- ・微生物は川の水をきれいにしたり、漬け物など日本の食文化を形成。微生物まで重視した戦略とすべき。
- ・地域の企業が生物多様性保全に貢献できる可能性は大きい。企業の貢献というと資金提供ばかりが目につくが、以下のような取組も重要。

CSR活動の一環として、森林、里山、サンゴ礁の保全に取り組むとともに、グラウンドワークなどで社員による活動への参加を促す。

企業は自然保護団体や環境保全団体等への寄付をする。環境貢献度を尺度としてエコファンド、環境配慮企業の株式の購入をする。

企業が所有するデータや研究結果の情報公開を行い、地域の生物多様性保全のために提供する。

日本企業の優れた技術や考え方を途上国に移転する。

生物多様性の保全に考慮した材料を調達する等、企業が、市民としての役割ではなく、企業の役割としてやるべきことを認識し行動する。

# 生物多様性国家戦略見直しに係る地方説明会（大阪会場）

## 議 事 概 要

平成19年4月19日（木）開催  
発表者4名、傍聴者37名

### 1 環境省説明

- ・環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室 亀澤室長より説明。

### 2 懇談会の論点等に対する意見の発表

環境科学株式会社 北村氏

- ・外来種による緑化は生態系への影響が懸念されているが、在来種を用いた緑化には、費用の問題や種子等の調達に制約があるため大規模面積の施工が困難などの問題がある。この問題を解決するためには、在来種苗の供給の確保が重要。各地域ごとの種子等の需要量を把握するなどの対策が必要。
- ・各地域の希少種の生息・生育状況の評価については、5年ごとに広域的な視点でのデータベース化をお願いしたい。事業が行われるたびに、コンサルタント会社が個別に調査を行っているが、このような環境アセスメントの調査結果も含めデータを収集し、希少野生動植物種の生息状況の情報の蓄積をはかり、地域における生育状況を把握することが必要である。

兵庫県立大学 坂田氏

- ・生物多様性第2の危機は、日本人が日本の自然に依存しなくなった結果でもある。材木や薪炭、狩猟資源などを地域の自然に依存する必要性が低下し、山に人の手が入らなくなったことで、里山の荒廃や野生動物による被害といった問題が出てきた。持続的に受けてきた自然の恩恵は、生態系の生産量以上に収奪してはいけないが、必要ないからといって遠慮できないものもある。生態系資源の適切な活用と管理が必要。
- ・特に、高齢化や人口減少の進む地域においては、生態系の管理はより困難になるが、その対策を検討する必要がある。
- ・適切な生態系の活用と管理のためには正確な情報把握、地域の目標やプランなどが必要であり、その際、生物多様性条約の第5回締約国会議（COP5）で採択された「エコシステム・アプローチ」の考え方が参考になる。
- ・一方で、一般的には、地域の生態系への関心が乏しい。例えば、外国の野生動物はテレビで知っている子ども達でも、地域の獣害問題については知らない。大人も地域の生態系で起きていることやその対策についての知識や経験を共有しきれていない。お互いの経験を共有し、正しい情報に基づいた地域の生態系の活用と管理の方針を検討するべき。
- ・野生生物と人間とのあつれきは、野生生物の生息数の増加の他、野生生物の人慣れや、生息環境の変化などが複合的に組み合わさったもの。その事情は地域によっても異なるため、問題解決には、地域ごとに、正しい状況把握と情報の共有、生態系管理能力の向上、またそれらを支援する仕組みが必要。

サラヤ株式会社 中西氏

- ・生息地の減少を引き起こしているアブラヤシのプランテーション栽培は、生産国にとって重要な産業であるとともに、日本国内においては食品、洗剤など生活必需品。問題解決には地域住民の理解・協力、企業や消費者の理解を促すための情報提供などが必要。サラヤの取組もテレビ報道がきっかけとなった。
- ・野生生物の個体の保護は根本的な解決ではなく、生息域の確保が必要。しかしなが

ら土地確保のための費用は膨大。このように、民間企業や NGO がこのような事業を行うには、様々な制約や限界がある。このため、生物多様性の保全に取り組んでいる企業等に対しては、税制、低利融資などによる優遇措置が必要。

滋賀県琵琶湖環境科学研究センター 西野氏

- ・生物多様性国家戦略において、陸水環境についての言及がほとんどない。日本は古くから「豊葦原の瑞穂の国」と言われ、陸水環境は里山とともに最も身近な自然。
- ・汽水・淡水魚は身近な生物であるが、その 25.3% が絶滅の危機にあり、危機的な状況は改善されていない。改善が進んでいない原因が十分に解明されていないことが問題。一方、侵略的外来魚のオオクチバスやブルーギルについては、その生態的特性から、環境構造の改変や音などによる対策が明らかになりつつある。
- ・市民による「善意の放流問題」も大きい課題。自然を守るには、「何かしなくては」だけではなく、「何もしない」という選択肢もあること等、市民への啓発プログラムを検討するべきである。
- ・癒しブーム等による無制限の動植物の輸入、釣り餌としての外来種の利用などが行われているが、予防的な観点からの輸入規制を検討すべき。
- ・劣化した生物多様性を回復するためには、そのための目標づくりが不可欠。地域の博物館の生物標本は過去の生物群集に関する貴重な資料。古文書等の文献の情報を併せれば、地域本来の生物群集を科学的に復元できる。地域の生態系の特性に応じた目標作りは順応的管理に不可欠。また、地域の多様な主体に対する教育プログラムの開発が必要。

### 3 質疑・意見交換

- ・この説明会は全国で行っているようだが、例えば昨日名古屋でどのような話があったかということを反映してリレー形式で開催してほしい。また、このような説明会があるということをもっと広報すべき。
- ・学校教育に対する支援体制を充実して欲しい。情報や英語はそれぞれ補助教員がいるが、生物多様性についても、学校の要望につなげる形で、現実に制度が動くような形で支援体制作りを進めるべき。環境省の支援が必要。
- ・絶滅危惧種については、行政組織はどこも総論では賛成するが、実際の事業にあたっては、環境アセスメントにより影響が小さいことがわかれば、問題ないとして事業が行われる。本当に問題ないのか疑問である。
- ・論点では、里山に対して奥山の記述が少ない。里山の価値を否定するものではないが、あくまでも奥山は重要。IPCCにおいても、高山帯における生態系への影響が指摘されている。
- ・中央政府では、市民参加と情報公開の取組が進んでいるが、現地ではまだ十分といえない。一方、一般市民の意識レベルも高いとはいえない。地域住民は地域のことはわかっているが、自己中心的であり、研究者は地域のことが十分理解できていない。教育プログラムを充実すべき。
- ・里山の保全については、昔の生活に戻るのではなく、21世紀型の生活を検討することが必要。
- ・生物多様性が実際の生活にどのように重要なのがわかりにくい。生物多様性と生活との関わりをわかりやすく示してほしい。特に、生産活動などの生業が生物多様性を維持するとか、生物多様性を豊かにすることで地域の企業の収益が上がることなど。並行して国からの助成を行うことができれば、無農薬・有機農業が広がる。
- ・生物多様性の問題は複雑でわかりにくい。経済活動が自由化したことによりインパクトが大きくなり劣化が進んでいる。問題をより体系的にまとめ、地球レベル、国レベル、地方レベル、地域レベルごとに、各主体が何をするか、ということ具体的に示すことが必要。
- ・地域住民による植物調査により、ある植物が減少していることがわかった。レッドリストに載っているようなものではないが、都市部では珍しいものであり、レッドリス

ト掲載種でないからといって失われてもいいということではないはず。生物多様性のとらえ方についてもう一度考え直す必要がある。

- ・温暖化の問題と生物多様性の問題は関連している。別々のものではなく、一緒に考えるべき。
- ・ダム建設、琵琶湖総合開発などによる生物多様性への影響は小さくない。生物多様性を守るということが行政の方針であるなら、公共事業との整合を図るべき。

# 生物多様性国家戦略見直しに係る地方説明会（岡山会場）

## 議 事 概 要

平成19年4月18日（水）開催  
発表者5名、傍聴者52名

### 1 環境省説明

環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室 亀澤室長から説明

### 2 懇談会の論点等に対する意見の発表

岡山県立大学デザイン学部 伊藤氏

- ・生物多様性は人類生存にかかわる問題であるというとならえ方が必要。数値化は難しいが、感覚的には生物多様性が相当失われていることは事実。
- ・学校教育で、生物多様性の重要性、生態系、いのちのありようなどについて教える環境という科目が必要。また、そのためには教員の養成が必要であり、サマースクールなどの教員養成や生物多様性に関する体系的な教育が必要。
- ・生物多様性保全にあたっては、地域での取り組みが重要。戦略を実現する実行部隊として、「地区戦略実施委員会」のような組織が必要。例えば、保護地域は規制の網をかけただけでは不十分であり、モニタリングが重要。また、戦略の実施にはお金と人材が必要であり、「1%」の確保が目標。すなわち、各地域で1%の人が参加し、1%の予算を充当する。

NPO法人四国自然史科学研究センター 金澤氏

- ・四国のツキノワグマは生息頭数が100頭を下回っている。四国のクマを「西日本のクマ」とひとくくりにせず、四国のクマ保護の緊急性を戦略に明記する必要がある。
- ・現状の国家戦略にある保護林や緑の回廊等、他の施策との連携については、十分な取り組みがなされているとはいえない。環境省内の鳥獣保護区、自然公園、自然環境調査の連携、林野庁の国有林野との連携が必要。特に、重点的な地域の国指定鳥獣保護区等の位置づけの明記が必要。
- ・今後日本の自然環境のあり方については、まず過去50～100年間の経済活動やそれに伴う土地利用変化に関する事象の分析・検証が必要。
- ・野生生物の生息地保全にあたっては、戦略的環境アセスメントの手法を積極的に活用するとともに、GISによる情報の一元化に取り組むべき。
- ・地域の自然特性に関する記述が不十分。また、四国においては、奥山・里地里山といった区分は適さない。地域ごとの状況に応じた見直しが必要。
- ・生態系ネットワークの重点地域について、再生事業を積極的に導入すべき。
- ・生物多様性の評価、指標の設定に関する早急な検討が必要。

島根大学汽水域研究センター 倉田氏

- ・沿岸・海洋域の保全については、場所によって管理者がまちまち。生物多様性国家戦略で横断的な保全の体制を位置づけ、縦割りの対応策をとることのないようにすべき。
- ・宍道湖と中海はラムサール登録湿地であるが、水鳥が採餌することの多い部分（沿岸50m）は区域から除外されている。また、両湖をつなぐ大橋川が指定されていないことなど、前項の一例として挙げられる。
- ・自然再生事業のフィードバックと評価が適切に行われているか。環境省がそのチェックをするなどの体制が必要。
- ・近年エコツーリズムが注目されているが昔から自然が賢明に利用されている地域での体験学習であればいいが、エコツーリズムの名の下に、厳正に守られてきた森林



や沿岸域に多くの人が入ることで、貴重な自然が損なわれるようであれば本末転倒。観光産業に依存したエコツーリズムではなく、豊かな自然を守ることを啓蒙する環境学習とすべきである。

愛媛大学農学部 日鷹氏

- ・生物多様性国家戦略の見直しにあたっては、第4の危機として地球温暖化をあげるべき。中国四国地方でカメムシが増加した他、カンキツグリーンング病、オオタバコガの北上など温暖化の影響が顕在化してきている。環境の変動と個体群の挙動についても検証すべき。
- ・地球温暖化により有害生物が増えると、遺伝子組み換え農作物や殺虫・殺菌剤を多用することとなる。水産資源への影響、食料生産や衛生環境の悪化、安全性の低下など、地球温暖化は生物多様性の保全上大きな障害となるばかりでなく、人間生活へも大きな影響が生じかねない。
- ・有機農業推進法の成立により有機農業が追い風を受けているが、そのために導入されているアイガモ、ジャンボタニシ、カブトガニなどはいずれも外来生物であり、注意が必要。
- ・「生物季節」が相当狂ってきている。ソメイヨシノの咲き方など、身近な生物季節を感じる事が重要。そのようなものに最も敏感なのは、自然とともに生きる農家や漁師。また、温暖化によって味噌や豆腐などの身近な食べ物がどうなるかといったような視点から温暖化をとらえるとわかりやすい。また、原料となるダイズを通して、世界の生物多様性の変化との関係も見えてくる。

NPO法人グリーンパートナーおかやま 藤原氏

- ・国立公園の周囲での不法投棄が後を絶たず、汚染物質が河川に流入していたが、行政はすぐには動いてくれなかった。地域の自然を守るためにボランティア団体として自主的に行動し、関係行政機関に働きかけた。その結果、行政機関も問題に目が向くようになり、協力関係を築くことができた。自然との共生には地域の人々の活動が重要。生物多様性国家戦略においてもこのような地域の取り組みを取り上げてほしい。
- ・環境省の自然保護官の任期は現在1年～2年と短い。ともに地域の自然保護に取り組む立場としては少なくとも3年はいてほしい。また、事務所の人員を増やして欲しい。所管する地域が広すぎる。都道府県の関連部署との連携を深める必要がある。
- ・森を守らなければ水が守れない、また海のアマモも生育できない。廃棄物が出ることはやむを得ないことであり、そのためにはしっかりした産業廃棄物処分場をつくる必要がある。問題は、大人や政治家が危機感を持っていないこと。

### 3 質疑・意見交換

- ・絶滅危惧種であるアユモドキは農業と関わりが深い生物。農業用水路をせき止め、川乾しを行う時期に産卵するため、この時期に雨が降らないと産卵ができない。また、三面コンクリート張りの水路は定期的に清掃されるため、底に砂がたまらず河床に生物がいない。コンクリート水路でも一部に深みを作るなどの対応が必要。
- ・一部の外来種については、在来種と交雑しないか心配。外来種の放出については、自然公園特別保護地区や原生自然環境保全地域など規制のある地域もあるが、在来タナゴの交雑、食虫植物の持ち込みによる生態系のかく乱などが将来引き起こされることも懸念されるため、生物を持ち込むという行為に歯止めをかけてもらいたい。
- ・国立公園内でも例えば蒜山のあたりでは、草原景観の維持のために外来牧草が使われていることもある。このような地域の外来種をそのままにするのか、それとも元に戻すのかなど指針を明確にして欲しい。
- ・外来種を屋外に逃がすことによる生態系への影響は、悪意というよりもむしろ無知により行われている。このようなことを防ぐためにも環境教育は重要である。
- ・地球温暖化対策は第2の危機とも関係がある。例えば、日本では火入れをして二毛作

を行うなど1年に何度も作物を栽培することがあった。収穫を増やすことにより単位面積あたりの農地のCO<sub>2</sub>固定量は現在より大きかったと考えられる。また、東南アジアなどで行われてきた焼畑農業は、作物栽培後に遷移を経ることにより元々の森林よりもCO<sub>2</sub>固定量が大きくなる。このような意味では、人為的な働きが地球温暖化対策となっていたともいえる。

- ・現在の日本の里山は、バイオエタノール原料の宝庫。資源がアンダーユースされている。農水省の現在の政策は農家経営であり、里山については及び腰。ぜひ環境省にお願いしたい。
- ・希少な植物の生育地が開発等により改変されて失われるという事例が多い。生育地の情報を共有できるようにして、移植等の対応策をとりやすいようにできないか。
- ・広報は重要。配布された「いのちは創れない」のパンフレットはよくできているが、記載されている写真などがあまり地元とつながりがない。是非とも地方版のパンフレットを作成してほしい。
- ・アライグマなどの外来生物対策は、県単独の対応では難しい。県境を越えた形で四国全体での対策を検討してほしい。

# 生物多様性国家戦略の見直しに係る地方説明会（熊本会場）

## 議 事 概 要

平成19年4月16日（月）開催  
発表者5名、傍聴者51名

### 1 環境省説明

環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室 亀澤室長より説明。

### 2 懇談会の論点等に対する意見の発表

熊本県自然保護課 久保氏

- ・特定鳥獣保護管理計画を策定しており、シカを7,000頭にするために少し強い捕獲圧をかけたいと考えている。生物多様性は広い問題だが、今まさに困っているのは野生鳥獣。イノシシは天草で急激な増加を見せているし、サルも増加している。その中でもシカが大きな問題となっているので、まずシカから対処していきたい。

南阿蘇ビジターセンター 国村氏

- ・生物多様性の保全について広く知ってもらう必要があり、環境月間に生物多様性ウィークを設けて広報することも良いのではないか。学校教育での取組も必要だが、学校教育になんでも期待するのではなく、TVや新聞等マスコミを使って周知を図るなど、より広く一般の方々に理解してもらうのがよい。

九重・飯田高原観光協会 久恒氏

- ・ラムサール湿地にもなった九重のタデ原には一部民有地があり買い上げる必要があるが、環境省で買い上げる場合、施設を作ることを前提とした買い上げしかないのはおかしい。施設の建設計画を伴わない、自然の保全自体を目的とした用地の買い上げについて、国が直接買い上げる方法やトラスト運動への助成などの方法を検討していただきたい。
- ・ミヤマキリシマを保全しようとする競争関係の動植物をどうするかという問題になる。自然の遷移に委ねる森林化も環境保全のためには必要であり、ミヤマキリシマのような保全対象のゾーニングや判断基準などについて地域外の専門家を加え判断をする必要がある。
- ・国立公園では各省でさまざまな事業が行われており、それらがもっと連携して国立公園としての一体感のある取組をみんなで進めることが必要。
- ・持続可能な農林業などを進めることで、トキの生息できる環境づくりや希少植物の保全など進めることができ、それにより人の営みと自然との共生のあり方を示すことがモデル的にできないか。

阿蘇グリーンストック 山内氏

- ・草原再生では、阿蘇の野草地16,000haのうち、野焼きボランティア1,000名以上で4,700haの手伝いをしている。輪地という防火帯作りも全長640kmと言われているが、ボランティア800名で130kmの手伝いをしている。ボランティアは、阿蘇への恩返しということやボランティアをさせてもらっているという意識で参加している。放棄された原野の草原への再生は、これまで6箇所125haを行ってきており、昨年行った夜峰山はボランティア500人、地元200人の延べ700人によって、40haを草原に戻した。
- ・小さな限られたエリアでなく、地域全体の環境とそれを支えるなりわい、生活文化と関連した形での生物多様性を守る必要がある。豊岡のコウノトリは良い例。それではじめて生物多様性の保全といえる。

- ・第2の危機に対応するには、なりわいとか村落とかが重要であり環境省だけでなく、農林水産省と連携が必要。
- ・生物多様性に境界は無く、国立公園から外れているところにも重要なところがある。境界外も含めて保全の手だてが欲しい。

天草自然研究会 吉崎氏

- ・論点として学校教育が出ているが、学校以前のもっと根源的な問題。名前や理屈の前に素直に自然の中で遊ぶことが必要であり、その上で学校教育がある。自然を守るのは子供の役目ではなく、体験するのが子供の役目。今問われているのは学校教育の問題ではなく、人間も哺乳類に共通な、多様性を養う成長の場としての身近な遊び場所の確保が今後の重要な施策となる。
- ・沿岸域、海洋域の保全では、干潟等だけではなく、海岸の保全も重要な施策となるべきである。3つの調査事例を示したように自然海岸はほとんど残されていない状況にある。将来を考えた場合、自然海岸の回復は沿岸域の生態系の回復にとっても必要不可欠な環境である。
- ・法的規制や整備だけでは生物多様性は進展しない。環境を元に戻すことが必要である。そのためにはかなりの予算を必要とする。九州の奥山自然地域もわずかに残されているだけであり、生態系ネットワークの核とするには、大規模な予算をつけて核となる自然林を増やすことが必要。

### 3 質疑・意見交換

- ・阿蘇がボランティアを引きつけている面としては、意味・やりがいを感じられることで、それが一番大切。地域に役に立つと実感できることが重要。防火帯づくりも非常にきつい仕事だが、野焼きと比べると主役となることができ、達成感・満足感から熱心なボランティアには人気がある。
- ・国や県で何ができるのか。鳥の違法飼養を確認したが、県は罰しなかったので我々が告発している。我々みたいな者を応援すべき。農林業被害というが、山全体を人間のためにとというのはおかしい。
- ・アマチュアのアマチュア天文台を運営しているが星空が見えなくなっている。無制限に光を放つためにホタルやウミガメなどが居なくなっている。城南町では下向きにしか照らさない防犯灯を付け始めているが、そうした生活のあり方を変えることでかなり違う。現在のところ戦略では光害には全く触れておらず、是非組み込んで欲しい。
- ・漁民の森の植林をやってきた。900の学校に案内を出し、90校が参加した。アサリがいなくなったのが少し取れるようになり、海は少しずつ良くなっている。それをきっかけに漁民の意識が変わり、漁民が考えるようになった。法律ではなく、地域に根ざした活動がしやすい施策が欲しい。持続可能な利用についてももっと記載し、期待することをわかりやすく書いて欲しい。
- ・天文台を使うときは部屋の電気を消すように呼びかけている。また、黄色い電気には虫が寄ってこず、フログランプをつけると車に虫が当たる数が大きく減る。そうした配慮を個人個人がしていく必要がある。
- ・良い効果が分かってもなかなか進まない。分かっていることへのアクションが遅い。施策の初動を早くして、地方まで浸透するようにして欲しい。教育や広報についても限られた人しか参加せず、悉皆的な教育カリキュラムを地域の自然など郷土の中で行って欲しい。
- ・自然公園でサクラがてんぐ巣病にかかっているが、まったく対応してもらえない。阿蘇では別荘分譲地で虫食い状態の森林破壊が続いている。
- ・50年間水産をやってきたが、海のパワーが無くなってきている。廃水処理の塩素使用をやめて欲しい。

# 生物多様性国家戦略見直しに係る地方説明会（那覇会場）

## 議 事 概 要

平成19年4月20日（金）開催

発表者3名、傍聴者16名

### 1 環境省説明

環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室 亀澤室長より説明

### 2 懇談会の論点等に対する意見の発表

慶良間海域保全連合会 入川氏

- ・ 国家戦略と地域活動とをつなげることが必要。例えば、環境省でモニタリングサイト1000などのモニタリングを実施しているが、地域の環境保全団体などはこのモニタリングのことを知らないことが多い。結果や調査の経過などをWEBにより公開するとともに、地域に情報が提供されるような仕組みが必要。
- ・ また、地域が調査などの活動に参加連携しやすいような仕組みが必要。例えば、調査の実施主体が地域の調査実施主体にレクチャーを行い調査を委託する「サテライト・リサーチシステム」などを導入することにより、地域に根ざした情報を効率的に収集することができる。
- ・ 地域の自然を守るには、地域における活動を法律的なサポートにより、保全活動に統合していく必要がある。例えば、自然公園法、エコツーリズム推進法などにより、地元は活動による負担、訪問者は利用料による負担などの役割分担を明確にすることなどは有効。

どうぶつたちの病院 長嶺氏

- ・ ヤンバルクイナはマングース、ネコといった外来種による捕食や、交通事故、生息地の破壊などによって生息が圧迫されている。単に森を守るだけでは、ヤンバルクイナの生息を確保することはできない。ネコのマイクロチップ埋設による管理、事故に遭遇した個体の治療支援などの対策を並行して講ずる必要がある。
- ・ 外来生物対策はスピードが重要。まだ外来生物が侵入していない地域を、先行的に保全する、国内初の「外来種対策用保護区」の設置を提案したい。また、ツボカビなど感染の予想が難しい病気への対応や、家畜化されていない生物の原則持ち込み禁止、国内移動の制限などを検討する必要がある。
- ・ 日本人の里山とのかかわり方を再評価し、アジアへ目を向けることも必要。

琉球大学法文学部観光科学科 花井氏

- ・ 生物多様性国家戦略の見直しにあたっては、まず現行の戦略の内容がどの程度達成できたのか評価することが重要。点検の内容、特に「なぜうまくいかなかったのか」ということを示すべき。それにより住民の理解と関心を高めることができ、次の国家戦略を有意義なものとするすることができる。
- ・ 里地里山の保全には多くの人の参画が必要。やんばるの森も、かつては耕作地や薪炭林として広く利用されてきた歴史があり、そのような地域特性に応じた保全の取組を進めるべき。また、そのためには沖縄により専門的な機関の設立が必要。生物関係だけでなく、社会経済学分野などの専門家も配置する必要がある。地域の自然環境は地域で守るということが重要である。
- ・ 里地里山を保全するには自然公園法の活用を図るというより、生物多様性という新しい概念により価値付けしたごく普通の地域をも保全の対象とするための新たな法制度が必要。

### 3 質疑・意見交換

- ・生物多様性国家戦略の見直しに係る意見の募集について知らなかった。もっと広報してほしい。
- ・生物多様性を保全するためには、行政の横断的な取組が必要。県や市が具体的に行動することや、環境省だけでなくすべての省庁が参加することが必要、また、防衛省についても自然環境への配慮について力を入れるようにしてほしい。
- ・県の自然公園監視員の人数が削減されているが、これは生物多様性保全などの時代の流れに逆行している。
- ・エコツアーガイドをしているが、生物多様性が重要だということをうまく説明することができない。「なぜか」という問いに対する答えがどうしても情緒的になってしまう。特に子ども達に対して、何かうまい伝え方があれば教えてほしい。
- ・懇談会で里地里山について論じられているが、里海はどうか。また、国際的な取組について、なぜ「アジア」との関係が強調されているのか。
- ・外来種への対応は、日本全国ではなく、島嶼部など地域を限定した規制も重要。家畜以外の生物の移動を規制するための法制度を検討すべき。
- ・里海についてはそれほど情報がないが、里山のように人の営みが生態系の遷移に影響を及ぼすわけではない。また、海洋生態系も漁業によって維持されてきているわけではない。海と人とのつながりを考える場合には良い考えだが、人の営みが生態系保持に不可欠というものではない。
- ・慶良間諸島は、アジア地域との関係上地理学的な重要性が高い。また、サンゴはすべて島嶼部にあるので、中央の施策が届きにくく、また当てはまりにくい。地域に特有の事情を熟知したサテライトオフィサーが必要。
- ・「里地里山」という言葉は結果的には、多くの人々を参画させる機運をつくり出したという意味で良い言い方だった。その意味で、多くの参画を得るための「里海」というものがあってもよい。「こうすればいい」というものはなく、関心を持って行動するための場として。
- ・商業的漁業が開始される前の、半農半漁の生活が行われていた時代に、サンゴ礁に囲まれた「イノー（礁池）」と人々の関わりは深かった。沖縄の復帰後の「イノー（礁池）」の状況は壊滅的。海が破壊され、多くの農民が給料取りになった。漁業権が設定され、海が漁業組合のものになり、海が人々の手から離れていった。沖縄に限っては里海という視点が重要。
- ・生物多様性を子ども達に伝えることはとても重要なこと。例えばウミガメやジュゴンなどを挙げて、生き物が危険な状況にさらされているということを説明すればわかりやすいと思う。